

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成15年10月 9日(木)
農林水産省4階 第2特別会議室
- 2 開会及び閉会の時刻 14:00～15:39
- 3 出席者
委員 木平会長 青山委員 有馬委員 飯塚委員 魚津委員
太田委員 岡島委員 海瀬委員 倉沢委員 栗原委員
庄司委員 鈴木委員 高木委員 古河委員 横山委員
芳村委員 鷲谷委員
幹事 関係府省
林野庁
- 4 議事
(1) 全国森林計画の策定について(諮問・答申)
(2) その他
国有林野の管理経営に関する基本計画について(説明事項)
施策部会委員の指名

5 議事の内容

午後2時00分 開会

朝比奈林政課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

初めに、9月24日付で林政審議会の委員に異動がございまして、佐藤宏史委員が退任され、魚津龍一委員が任命されましたので、御紹介いたします。

魚津委員 魚津です。よろしくお願いいたします。

朝比奈林政課長 続きまして、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、委員22名中、現在のところ16名の方が出席されております。また、岡島委員はまだお見えになっておりませんが、後ほどお見えになる予定でございます。林政審議会令第6条第1項により、当審議会の定足数は過半数とされておりまして、定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

それでは、会長、お願いいたします。

木平会長 本日は、委員の皆様、また各省の幹事の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず長官から御挨拶をお願いいたします。

石原林野庁長官 林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ本審議会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の審議会では、前回9月の審議会におきまして当方から御説明させていただきました全国森林計画の策定につきまして、その後林野庁の方でパブリックコメントの聴取等をいたしましたので、その辺もあわせて御説明し、御審議賜りたいと考えております。あわせて、これも前回、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきまして御審議いただいたところでございますけれども、これの改訂を行いたいということで、その説明もさせていただきたいと思っております。

さて、この場では前回9月の審議会におきまして北村副大臣からお話ししたところでございますけれども、8月に木材の需要拡大を図ろうということで、農林水産省木材利用拡大行動計画を策定したということをお話ししたと思います。その一つの具体的な成果と言ったら何でございますけれども、間伐材を使った封筒を我々は使っているということを申し上げました。これは、15

%間伐材を使った封筒でございます。それから、今日は、最近農林水産省の中で会議のときには使っていただくということで進めておりますけれども、この間伐材を使ったカートカン入りの茶を机に配付させていただいております。我々はこういう努力もしております。それから、前回、委員の先生方から、木材の需要拡大については、農林水産省あるいは林野庁だけで抱え込まずに、もっと積極的に他省庁の協力を求めろといった御意見もございました。そういうこともありまして、我々、他省庁の方にこの行動計画に倣った取り組みをしていただくということで、いろいろな働きかけをしているところでございます。その成果につきましては、追って御説明させていただきたいと思っております。基本的に、この行動計画を幅広く国民の皆様を知っていただくことが重要だと考えておまして、今、林野庁を挙げてこれに取り組んでいるところでございます。先日も、有馬委員、青山委員に御協力いただきまして、それぞれテレビ、それから農林水産省の広報誌にも御出演いただいたということでございます。我々、木材の利用拡大につきまして引き続き努力していくつもりでございますので、委員の皆様方の御協力をよろしく願いたいと思います。

それでは、本日は先ほど申し上げました全国森林計画の策定等につきまして御審議賜りたいと思います。何とぞ忌憚のない御意見をちょうだいしますようよろしく願いたいしまして、御挨拶とさせていただきます。

木平会長 長官、どうもありがとうございました。

今、御紹介のあったように、間伐材入りの封筒について、実は間伐材利用コンクールというのがございまして、そこで非常にいいということで表彰されるようになったと聞いております。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。議事次第をごらんになって、まず全国森林計画の策定につきまして、前回9月4日のこの審議会で全国森林計画の骨子案と素案ということで説明がありまして、本日は森林法に基づきまして農林水産大臣からの諮問を受けて、これに対する御審議をいただき、そして答申を行うことにいたします。

それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことをお願いいたします。

石原林野庁長官 林政審議会会長木平勇吉殿。農林水産大臣亀井善之。

全国森林計画の策定について（諮問）。

森林法第4条第1項の規定に基づき、全国森林計画を別添案のとおり策定することについて、同条第8項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

よろしく願います。

木平会長 はい、承知いたしました。

それでは、諮問を受けまして、これの審議をお願いいたします。まず、先般行われました一般からの意見聴取、パブリックコメントの結果の概要と、そして全国森林計画（案）の説明をお願いいたします。

山田計画課長 計画課長でございます。座って説明させていただきます。

資料の方につきましては、資料1から資料4までを使わせていただきますが、最初に全国森林計画策定の概要、資料1でございます。これにつきましては、資料1に記載しておりますとおり、農林水産大臣が、森林・林業基本計画に即しまして、森林施業の基準や造林面積等の計画量等を定める15年を1期とする計画であります。44の広域流域ごとに計画量等を示すことによって、都道府県知事が策定します地域森林計画、それから森林管理局長が策定する国有林の地域別の森林計画等の規範となるものでございます。平成15年が策定の年と規定されておりまして、連動して策定される地域森林計画等の関連があることから、平成16年4月1日を始期とする新たな計画を10月下旬に閣議決定する予定で進めているところでございます。

前回の本審議会で計画（案）の骨子及び素案について御説明申し上げました。その後、計画（案）のパブリックコメントの聴取を実施しておりまして、その結果について先に御説明申し上げます。資料2をお出しいただければと思います。

資料2に記載しておりますとおり、9月5日から26日までの22日間、意見を広く募集しました。その結果、個人、法人等から21件、項目を整理しますと37項目の意見等が寄せられたところでございます。下の表にあるとおり、意見等の処理結果を3つに区分して整理したところでございます。

1つ目は、「趣旨を取り入れているもの」でございます。既に計画（案）に記述または意見に沿った施策を推進しているもので、20項目ございました。例えば、今回追加した森林の保全に関する記述が適当であるとか、計画が実現できる取り組みを進めてほしいとかといった肯定的な意見となっているところでございます。

それから、次のページでございますが、「趣旨の一部を取り入れているもの」でございます。そのまま計画に記述することは困難でございますけれども、意見等の趣旨の一部を記載または意見等と施策の方向に矛盾がないもので、10項目でございます。例えば、3番目でございますが、「阿賀野川流域」等を緑の回廊に設定することといったように、緑の回廊の設定を推進する旨は計画（案）に位置づけていますが、個別の箇所設定については計画に記述するものではなく、地

域で具体的検討をしていただく性格のものであるといったものでございます。

さらに、「今後の検討課題」として整理したものでありますが、意見等の内容をそのまま推進することは困難等と判断されるもので、7項目でございます。例えば、林道の開設を止めること、大規模林道から撤退することといったもので、森林の整備保全のためには林道は必要でございます。また基幹的な林道は環境に配慮した上で整備していく必要があるとの考えのもと施策を推進していることから、意見の趣旨を取り入れることは困難と判断したものでございます。

このように意見等の内容を検討した結果、計画（案）を修正する必要がある意見等はなかったものと整理しておりまして、寄せられた意見等は今後の施策の推進に役立てていく考えでございます。

なお、3ページ以降につきましては、個々の意見ごとに処理の理由等を整理しておりますので、参考にしていただければと思っております。

次に、前回の本審議会で質問がございました項目につきまして、資料4をお出しいただければと思います。この参考資料に沿いまして少し御説明させていただければと思います。

最初に、今回の全国森林計画（案）のいわば上位計画でございます森林・林業基本計画がどうという理念のもとに進められているか。これは2年前の平成13年に制定された森林・林業基本法に基づき策定したところでありますが、この基本法及び基本計画に基づく施策の現在の推進方向について、簡単に御説明させていただきたいと思っております。

当時、本審議会をはじめ、さまざまな場で議論した結果、国民の森林に対する要請の多様化・高度化、それから林業採算性の悪化等に起因して林業のみを通じた森林の適正な管理が困難化していることなどを課題ととらえまして、昭和39年に制定した林業基本法を森林・林業基本法に改正し、森林政策の主たる目的を、従来の木材生産を主体としたものから、森林の多面的機能の発揮に転換したところでございます。このような考え方のもと、基本理念に表のように記述しています項目を掲げまして施策の推進を図っているところでございます。

具体的には、森林計画に関連する事項を中心に御説明申し上げますと、国民の森林に対する要請の高度化にこたえるために、四角い枠の中にございますけれども、森林を重視すべき機能に応じて3つに区分して、事業体系を見直すなどによる区分に応じた施策の推進を図っているということでございます。それから、林業採算性の悪化や零細な森林所有形態等を原因として森林の管理に対する意欲が低下している状況に対処するために、施業の実施に不可欠な現況調査等の地域活動に対する支援、いわゆる森林整備地域活動支援交付金というものを措置しております。もう

一つが、最後の枠の中ですが、団地化等による効率的な施業の推進を図るため、施業や経営の受託者が森林施業計画を策定できるような制度改正を行うとともに、これらの者を補助事業の実施者として位置づけたというものがあるわけでございます。こういう改正をしてきたということでございます。

次のページでございますが、現在、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を進めているところでございます。ステップ・バイ・ステップの考え方を取り入れて、現在、第1ステップにおいて、先ほど御説明申し上げましたような基本法及び基本計画の枠組みに基づきまして、主に推進体制の整備を図っているところでございます。整備体制が済んだところで、第2ステップにおいては、その対策の評価等を通じまして、また環境税の論議等を絡めて、必要な追加的対策を講じることを今後検討していきまして、3.9%の達成を図っていくという考え方で進めているところでございます。

次のページでございますが、この3つの関係がどのようになっているのかというのを重ね合わせたものが、このイメージ図でございます。このような基本計画や吸収源対策と今回の全国森林計画（案）との関係をイメージしたものでございますが、今回の全国森林計画（案）は、2年前に策定した基本計画に即して、具体的な計画量等を44の広域流域別に示すものでございます。森林吸収源対策との関係で言えば、基本計画とともに、基本計画に即して今回策定する全国森林計画の目標や計画量の達成を図っていくことが必要ということで、整合性は図られているところでございます。

次ページ以降は、2年前に策定したときの基本計画の目標の考え方に関連する資料でございます。参考にさせていただければと思う次第でございます。

次に、本日お示しさせていただきます全国森林計画（案）につきまして、資料3で御説明申し上げたいと思います。

資料3は、先ほど御説明しましたとおり、前回の審議会で素案としてお示ししたのから、パブリックコメントの聴取等を行いました。検討の結果、素案から文章の適正化を図るための修正を若干行ったというものになっているところでございます。

具体的に申し上げますと、3ページをまずお開けいただければと思います。先般の森林法改正に基づきまして、計画事項を、一番上の表題のところでございますが、「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」としております。森林の有する機能ごとの整備及び保全の目標、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針

について記述しているところがございますが、具体的には次の4ページにあります表のとおり定めているわけがございます。例えば、この中で水土保持林の欄におきましては、保安林の指定や治山施設の設置の考え方など、森林と人との共生林の欄におきましては、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全の推進等を新たに書き込むといったことにしているところであります。なお、水土保持林のところの下線部分がございますが、前回お示しした素案から変更した部分でございます。前回、「溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要なた谷止や土留等の施設の設置」としていたものをこのように修文しておりますが、関係省庁との協議等を踏まえまして表現を修正させていただいたところがございます。

5ページにつきましては、「森林整備及び保全の目標」というものを掲げてありますが、これは(1)から(8)においてそれぞれの広域流域ごとの留意事項を記載しておりまして、この中にも治山施設の整備等の森林の保全に関する内容を新たに記載しているところがございます。8ページまで、それぞれの項目の中で、「さらに」という書き方等々のところに治山施設に関する整備の考え方等が書き込まれているということがございます。

次に8ページでございますが、「森林整備及び保全の目標」として、計画期間内において達成し、かつ保持すべき森林資源の状態を表に掲示しております。44の広域流域ごとに定めておりまして、全国値を見ますと、基本計画に即して育成複層林を増加させる、また森林の蓄積をふやし、森林の多面的機能の発揮を指向するといった内容になっているわけがございます。

続きまして10ページでございます。「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」といたしましては、育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業の基準等を記載しております。それぞれ、1の(1)のアのところ育成単層林施業、次のページのイのところ育成複層林施業という形で記載させていただいているところがございます。12ページも、そのような一連の形のものをウのところ天然生林施業という形で記載しております。13ページにつきましては、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項というものを書いております。

下の方にまいりますと、・の「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」という中におきまして、公益的機能別施業森林の設定の考え方というものについて記載しております。また、水土保持林、森林と人との共生林といった公益的機能別施業森林における施業の基本的考え方をここで記載させていただいております。これが14ページ、15ページと続いてまいります。

16ページからは、「林道の開設その他林産物の搬出に関する事項」といたしまして、開設する

林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方を森林の区分ごとに示しております。これが17ページの前半のところまでいくわけでございます。

次に17ページの下、・の「森林施業の合理化に関する事項」というのがございます。森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保など、地域に応じて推進すべき事項をここで記載しております。

19ページの「森林の土地の保全に関する事項」につきましては、林地開発許可制度の厳正な運用に努める旨等を位置づけているわけでございます。

19ページの下段から、「保安施設に関する事項」といたしまして、保安林の配備や管理、治山事業の推進の考え方を記載しております。

次の20ページの後段におきましては、「森林の保健機能の増進に関する事項」としまして、森林の保健機能の増進に関する特別措置法に規定する保健機能森林の設定の考え方等を定めております。それが21ページまでいきます。

22ページには、計画量といたしまして、伐採立木材積、造林面積、林道開設量、保安林面積、治山事業施行地区数を44の広域流域ごとに定めております。伐採立木材積とか造林面積につきましては、基本計画に即しまして、機能に応じた施業を推進するとともに、成熟しつつある人工林の持続的な利用を踏まえまして算定した結果、現行計画の量に比べて増加しているわけでございます。

あと、24ページからが、伐採の方法を特定する森林の指定基準、それから26ページからが、土壌を改良する必要のある森林、搬出の方法を特定する森林並びに森林の土地の保全に特に留意すべき森林の指定基準を表として載せているところでございます。

以上、今回お諮りします全国森林計画（案）の内容でございます。よろしくお願い申し上げます。

木平会長 計画課長、どうもありがとうございました。全国森林計画の案につきまして、前回での委員からの御意見、一般からのパブリックコメント、それから関係省庁との話し合いといったものを勘案されて、ここで案としてお示しいただいたわけです。

それでは、これについて委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。前回説明していただき、またこれからの基本的な計画ということで、随分御検討いただいたものであると伺っておりますけれども、委員の方から疑問なり、あるいは意見がございましたら、どこでも結構です。お願いしたいと思います。

海瀬委員 意見でもよろしいですか。

木平会長 はい。どうぞ、よろしくお願いします。

海瀬委員 非常に読みやすくなっています、本当にさっと非常に気持ちよく読める計画だと思いました。ただ、一方、森林所有者の立場に立って、立場をかえて読んでいきますと、いま一つ、国がやること、それから森林所有者を支援することとといいますか、国が主体的にやることと、国が民間を支援してそのように誘導することと、そのあたりの区分というのがどうなのかという感じを受けました。ただ、文書としては非常によくできておりまして、気持ちよく読ませていただいたということだけつけ加えさせていただきます。

木平会長 ありがとうございます。

魚津委員 すみません。何を言ってもよろしいのでしょうか。

木平会長 はい、この議題に関することであれば結構でございます。

魚津委員 それでは、国有林を抱えている町村の立場から、少し皆さん方に生の声を聞いていただいて、もし御提言いただければと思っているわけでございます。

一つは、11年ほど前から、今現在 900市町村が加盟しているのですが、当時はかなり賛同する方が少なかったわけですが、つまり森林交付税の創設運動を実は始めております。私もその理事をしているわけですが、それこそ森林交付税というそのもの自体がこの時代では少し難しいと判断いたしまして、仮称でございますが、森林環境・水源税の創設を訴えていこうということで、ことしの春に団体そのものの名称を変えました。そして、今は全国森林環境・水源税創設促進連盟という形で、今、国会議員の先生方にも入っていただきまして、その議員連盟をつくっていただこうと。その趣旨は、私ども、森林を抱えているところの役割については十二分に理解しながら、きちんと守っていくべきものは守っていきたいと思っています。

一つは、大変むちゃな話をするかもしれませんが、今、日本の国は、財源的に苦しいことがあるかもしれませんが、すべからく利害関係を追求されておられるのではないかなと思うわけであり、やはり、採算性を度外視してでも守るべきところは守るという姿勢がなかなか国民にもとらえていただけないのもあるのでありますが、一つは河川の改修、砂防、治水も含めてであります、それをやっても、その上流にある森林が崩壊、放置されますと大変なことになってくるだろうと私どもは思っているわけであり、

そういう中で、森林交付税を創設していただいて、その自治体が責任を持ってやるべきではなかろうかという思いで今日に来ているわけでありまして、確かに、先ほど申し上げましたように、

この森林の持つ公益的機能を強化するための新しい税の創設については、かなり厳しい状況にあるというのは理解しているわけでありましたが、ぜひとも、京都の議定書も含めてでありましたが、今 3.9%の削減等々の話がありますように、これらは国民に向かってきちんと説明する、理解を求めるということを新しい促進連盟でやっていこうと私どもは努力していきたいと考えております。それを全国町村会にもお話しいたしまして、先般衆参国会議員の皆さん方にもその文書を配布しながら、全国町村会の広報紙にもこの趣旨を記載し、広く推し進めていきたいと考えておりますので、何らかの形でご支援いただきますように思いますし、またアドバイスをいただければと思うわけであります。

もう一つは、今ほど申しましたように、山というのは確かに民有林でありますと、その財産の持っておられる名義があるわけでありましたが、相続というところまでなかなかいかないと思うんです。私どもの町にも、私自身山を持っていますが、まだ父親の名義になっています。なぜならば、お金を出してまで名義を変える、その価値観みたいなことがなかなか薄れておまして、そういう意味でいきますと、何年か続きますと、その相続そのものがものすごく難しくなってくるだろう。そういう状況の中で私どもが考えていかななくてはならないのは、国民がお持ちになっておられる財産は自分で守るという責務があるのではないかなと思ったりするわけであります。そんなことで調べておりましたら、農業の経営基盤強化促進法が通常国会で改正されまして、耕作を放棄して周辺に迷惑をかける遊休農地を所有する人はその適切な利用に関する計画を市町村に届け出ることを義務づけられました。これについては10万円以下の過料を徴収する、つまり罰金ということになると思いますが、これが私が申し上げている、山を持っておられる地権者に課せるのが適当かどうかわかりませんが、私ども自治体を守っている者とすれば、荒れまして境界すらわからなくなってくるんです。だから、大体あそこの方向に何百ヘクタールはあるというのはわかるんですが、実際に境界はわからないんです。そういうのが繰り返されていくと、まさにあるときには所有者がわからなくなるだろう。そういうことを考えますときに、何らかの形でお互いに土地をお持ちになっておられる方に対する義務づけみたいなことが考えられないのかなと思ったりしているわけであります。

本当に常に思うわけでありましたが、私どもは大きな国有林を抱えています。林野庁の皆さん方は、林野庁の職員の削減等々で大変数字的にすごいことをやっておられます。これについては本当に心から敬意を表するところがございますが、冒頭に申し上げましたように、採算を度外視してもやらなくてはならないところがあるということだけ力強く述べさせていただきましたので、

ありがとうございました。

木平会長 ありがとうございました。森林を守る地域の立場から、ぜひこれは守っていかなければいけないんだという御主張、それから山林の相続の問題について、難しくなっているけれども、所有者としての責務を果たすべきだという御主張だと思います。ありがとうございました。

それでは、ほかの委員から御意見があればお願いいたします。鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 今の魚津委員からのお話は大変貴重な御意見であろうかと思えます。私の立場からちょっと申し上げますと、私どもも大変大きな森林を所有している会社であります。確かにこれを保全するというのは非常に重要なことだということで、一生懸命保全をしております。ですから、山の価値というのは、今お話にありましたように、残念ながら日本の山の価値というのはなくなってしまった、しかも保全しなければいけないというわけですから、毎年大きな予算を使って山の保全をしているだけです。我々、こうした会社というレベルで考えると、そういった義務づけみたいなものがあったとしても、これは行われるのかなという気はしますけれども、では6～7割を占める民有林をお持ちの皆さんがみんなこの保全を自腹を切っておやりになるということは本当にできるのだろうかということが問題なんだろうと思うんです。ですから、いろいろ小さい山林をお持ちになって、その保全を自腹を切っておやりになることができない方に対して、どういう対策をとってこの保全をしていくのかということをご議論いただきたい。現在、地球温暖化問題というものがあります。そういう意味で、山林の価値といったものが、林業経営ということ以外に何か価値が出てこないのかということがあろうかと思えます。そういう意味で、何らかの民間の山林所有者の皆さんが多少お金を使ってでも、あるいは補助金をもらった程度で山を整備することができるようなスキームをつくるということがもう一つ大切で、モラルだけに頼るといのはちょっと難しいのかなと考えます。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、長官の方からコメントをお願いいたします。

石原林野庁長官 今、魚津委員から2つの意見が出まして、そのうちの1つにつきまして鈴木委員からお話がありましたけれども、山の保全といいますか、山の管理はますます難しくなっているという状況だろうと思っています。これにつきましては、不十分な対応だと思っておりますけれども、御案内のとおり、林野庁では交付金を1ヘクタール1万円ということで、ただ鈴木委員がおられるような大手の企業は対象にしておりませんで、この辺は非常に申しわけないんですけれども、わずかでございますけれども、1ヘクタール1万円の交付金を出すということ

にしております。これは、境界の確定とか、そういうことをきちんとやっていただくという趣旨のものでございます。ただ、先ほどから申し上げておりますように、これは必ずしも十分なものではないと思っておりますので、我々は基本的には、山の保全をやっていただくためには、十分に山に投資がなされ、そしてそこから生産された木をしかるべきルートで使っていただいて、その対価も得られるということが本来の姿であろうかと思っております。それが今なかなか実現しないがために、ますますその保全が難しくなっている。そしてまた、何代か相続が続いている間にそれがますます困難になっているという悪循環になっているのだらうと思っております。基本はそういうところにあるかと思っておりますので、我々はそういう皆様方のお力をかりながら林業投資が十分なされるような努力をしていきたいと思っております。

ちなみに、もう御案内だと思えますけれども、相続税の問題も非常に大きな問題でございますけれども、現在、政府と与党との間で、この相続につきまして、これを軽減する、具体的には評価を下げるということで、検討を進めております。林野庁がいろいろ調査いたしまして、それを国税庁の方と協議いたしまして、その結果を踏まえまして、来年の夏に国税庁の方から通達が出ようかと思っております。その結果は、さかのぼって来年の1月以降適用されるということでございますので、相続税につきましては、そういう改正がされると思っておりますので、その点はあわせて御紹介しておきたいと思っております。

それから、基本的に山の保全あるいは管理をきちんとするためにも、環境税といいますが、温暖化対策税の実現を図っていくということが重要であろうかと思っております。ただ、これにつきましては、委員の皆様方にも違う意見をお持ちの方もいらっしゃいますし、今日出席しております各省でもまた考え方が違っているということだらうかと思っております。我々は、この問題につきましては、昭和61年、62年に、水源税の創設ということで我が方と建設省の方で努力したわけでございますけれども、これが実現を見なかったということでございます。今回は、環境省さんの方で、地球温暖化に対応するというので、この温暖化対策税を導入するというので検討が進められております。中環審の方で具体的な案も出されておまして、これが早ければ来年の秋の税制改正の議論を経て再来年以降実現が図られるかなという状況でございます。ただ、もとの議定書の発効につきましても、ロシアが今のところ、またこの段階に至りまして非常に消極的になったということで、うまくそのとおりいくのかわかりませんが、我々はこの温暖化対策税の実現を図ることが森林の管理、森林の整備を進めるためにも必要であろうかと思っております。

ちなみに、先ほど計画課長の方から 3.9%という話をしましたけれども、今年の予算、15年度当初予算と、それから14年度の補正がついておりますけれども、これを合わせましても、今の水準が引き続き2008年から2012年まで進んだとしましても、3%を超える程度の吸収しかできないという状況でございます。これは現段階では、先ほどステップ・バイ・ステップという話がありましたけれども、温暖化対策税という何らかの財源手当てがされるということであればこの3%超という段階でもいいわけでございますけれども、ただこれも15年度につきましては14年度の補正がありましたからこれの実現が図られているということで、その補正が今年なされるのかどうか。補正がなされないと今の3.9%超の数字が2.9%程度に下がるということでございます、これはよほどこれからより大きな財源手当てなどが無い限り、3.9%の吸収というのは実現不可能になる。ですから、先ほど魚津委員がおっしゃいました森林の管理、整備、保全というものがますます難しくなるかという状況ではないかと思っております。いずれにしましても非常に厳しい状況でありますけれども、我々、温暖化防止の3.9%あるいは全体で我が国として6%削減するというのは国際約束でございますので、その実現を図るためにも、この財源手当てがしかるべくされて森林の整備がきちんとされて、森林の方で3.9%吸収するということの実現を図っていかねばならないと思っております。この点につきまして、委員の皆様方のお力添えをいただければ幸いです。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、別の点について何か御意見があれば。どうぞ、横山委員。

横山委員 今の関連なんでございますけれども、鈴木委員の方から何か新しいスキームをというお話があったんでございますが、山の価値をどうやって市場で評価するかといったときの一つの工夫として、排出権の取引市場の創設の工夫が必要なのではないかと。これは中環審の温暖化対策税の専門委員会で申し上げたんですけれども、地方公共団体が取引主体になるような形で、山村あるいは森林を多く保有する地方公共団体がその吸収量を売れるような仕組みを整備することも少し考えていただけないかとお話したわけです。そのときに、温暖化対策税そのものの使い道についても、文言等で地方がどちらかということではなくて従のような書きようだったものについても、私を初め何人かの委員から、やはり分権の時代ということであるとするならば、地方に対する財源としてこの温暖化対策税についても地方譲与税等の仕組みも考えたらどうかということっております。ただ、税だけでやることについてはなかなか難しいとすれば、どの主体が取引主体になるかという、鈴木社長のような企業が取引主体もあろうかと思っておりますが、いず

れにしても山村にお金が流れるような仕組みづくりをあわせて、税だけではなくて、検討を積み上げていく必要があるのではないかなと、個人的にはそう思っています。

以上です。

木平会長 まことにありがとうございます。

それでは、要点だけを。

黒木林政部長 はい。今、横山委員から、排出権取引という形で、税だけではなくて、そういうところで地方に財源の入るような形につくれないかというお話だと思います。確かに、排出権取引は京都議定書でも一般的な形ではもちろん認められているわけですが、森林の吸収源というのは、これはもちろん今 3.9%が日本に課せられているわけですが、それ自身の実現がまずとても難しいわけです。そういう状況で 3.9%を超えて森林の吸収源というのが認められるかという、これは日本の森林に対して 3.9%を上限という形でこうなっていますので、それを超える部分を取引対象にしていくということは、仕組み的には無理があるという感じを私どもはしております。いずれにしても、今のところ私どもは 3.9%そのものを達成することに最大限の努力を払っていきたいという状況でございます。

木平会長 どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

鈴木委員 ちょっと私、誤解しているかどうかわかりませんが、お二人のお話を伺っていて、その 3.9%を達成することが大変難しい。だから、お金をかなりかけなければいけない。それを個人に頼るのは難しい。それでどうするかということが議論だと思うんです。ですから、1,300万炭素トンの価値をもうもらった。それ自身が大きな価値を持っているわけですから、その価値を何らかのことでインセンティブに使ったらどうかと理解していただく方があれて、取引でそれ以上の価値をつけるという意味ではないと思います。今のままでいくと 1,300万炭素トンすら達成できない。達成できないでどうするかというと、非常に大きなほかのお金を使わなければいけないということですから、そこに価値を持たせて・

1,300 万炭素トンの上限をきっかり取り切るとというのがまず日本の温暖化のベースになるのではないかと思います。

木平会長 はい。

黒木林政部長 まさに 1,300万炭素トンをいかに実現するかということでありまして、それに価値をつけて取引に回すということができればもちろん結構なことなんでしょうけれども、現実

にはそれをまず達成するために別の財源が要るわけでございますので、そこがなかなか 3.9%の範囲内でそういうところへ回しがたいという現実の問題があるんじゃないかなと思っておりますけれども。

木平会長 ありがとうございます。議論の方が、これから日本の森林を守っていかなければいけないというところから出まして、それを現実にだれがどのように守れるか、それは必ずしも現実には非常に難しいというところで、その方法として政策的な課題というものが出てきて、単なる木材だけではなくて、新しいスキームとしての森林の価値をどう使っていくかということ、そしてそれを負担するお金の問題にもかかわってくるということで、新しい問題としては排出権取引とか、二酸化炭素の吸収という価値をどうやっていくかと、極めて政策的なこれからの課題だと私は思います。御議論については、どうもありがとうございました。

このあたりでこの審議会としての全国森林計画（案）についての取りまとめを行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

本日の農林水産大臣から諮問のありました全国森林計画の策定につきましては、修正を求める特段の意見がございませんので、適当である旨の答申をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

木平会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、そのようにさせていただきます。

ただいま答申文の案をお配りしましたので、御確認ください。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

木平会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまより農林水産大臣への答申を林野庁長官にお渡しいたしたいと思っております。

農林水産大臣亀井善之殿。林政審議会会長木平勇吉。

全国森林計画の策定の答申について。

平成15年10月9日付け15林整計第 223号をもって諮問のあった「全国森林計画の策定」については、下記のとおり答申します。

全国森林計画の策定については、別紙のとおり定めることが適当である。

お渡しいたします。

石原林野庁長官 謹んでお受けします。ありがとうございました。

木平会長 それでは引き続きまして、次の議事に進みます。国有林野の管理経営に関する基本

計画について審議をお願いいたしますので、まず説明をお願いいたします。

島田経営企画課長 経営企画課長でございます。座って説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料ナンバー5から7が、管理経営基本計画の改定に関する資料でございます。大変恐縮でございますけれども、資料5は、印刷の字が非常に小さくなる関係がございまして大きな版でお渡ししておりまして、めくるのが大変かもしれませんけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。主に資料5と6を使いまして御説明させていただきたいと思ひます。

まず、資料5の1ページをごらんいただきたいと思ひます。1ページ、改訂の方向につきましては、前回の林政審議会においてお示しいたしました今後の方向を再掲させていただいております。現行の管理基本計画の期間の5年間におきまして、民間委託の推進、組織・要員の合理化・縮減、そして財政の健全化等の取り組みを行ってきたところでございますし、また施業の面では公益林の拡大、複層林施業の推進等を図ってきたところでございまして、こうした結果、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を進めていくための基礎が築かれたところといった認識で御説明させていただいたところでございます。次期10カ年におきましては、集中改革期間後においては、こうした基礎の上に立ちまして、名実ともに開かれた「国民の森林」の実現に向けて、取り組みを本格的に進めていくことが課題かと考えております。

続きまして、2ページ目に論点のポイントをまとめさせていただきました。これにつきましては、前回の林政審議会におきまして委員の皆様方からいただきました意見を取りまとめさせていただいております。左側が御意見でございまして、右側の考え方の部分は、現行の計画におけるこうした御意見を反映させるべき該当箇所を対比させているところでございます。なお、同ページの一番下の3つの御意見につきましては、今回の管理経営基本計画の改訂本文に反映させるというよりも、政策評価、そしてその前に行っております事業計画の作成、そして農林水産省の木材利用拡大行動計画等の別途の計画の中に反映させていくことの方が適当ではないかということで、そのような取り扱いをさせていただきたいと考えているところでございます。

続きまして3ページをお願いしたいと思ひます。3ページは、論点の整理といたしまして、ここから各項目に対しての論点を整理させていただいております。3ページの一番左の端が現行の管理経営基本計画のそれぞれの項目でございます。2つ目のコラムが計画事項に対する5年間の主な取組状況、3番目にこの5年間に国有林野事業をめぐる新たな動き等が起きているものについて記載させていただいております。一番右の論点の部分に、前回の審議会での御意見、それについては「はじめに」のところの上の2つでございますように四角で囲んで表記させていただ

ております。こうしたものを受けまして、その下に課題・対応の方向ということで取りまとめさせていただきます。「はじめに」の部分につきましては、集中改革期間における改革の取り組みによって一定の基礎が築かれたところという認識のもとで、そうした基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取り組みを本格的に推進していくべきではないかという認識に立っているところでございます。

大変恐縮でございますけれども、資料6に基本計画の新旧対照表を準備しております。あわせてごらんいただければと思っておりますけれども、1ページめくっていただきまして、ここでは2ページが「はじめに」の項でございます。ただいま申し上げましたこの論点のこうした考え方を反映させまして、左側が改訂計画の案でございますけれども、中段のところにも今後の考え方、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取り組みを本格的に推進していくこととするという形で修文なり、新たな文章を加えさせていただいております。このような取りまとめ方をさせていただいております。

続きまして、論点の方の大きな版の4ページでございます。ここには、管理経営に関する基本方針、1章の(1)公益的機能の維持増進を旨とした管理経営への転換の項目でございます。これにつきましては、現行計画の期間内に公益林の拡大、またそれに見合った公益的機能の維持増進を図る施業への転換を行ってきたところでございます。論点をごらんいただきたいと思いますけれども、今後につきましても、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますし、また、こうした公益林については、今後とも、個々の森林の状況を勘案して、拡大すべきものについては拡大していくということを考えております。

続いて5ページでございます。一番右の論点のところでございますが、公益的機能の維持増進については、さらに国有林の特性を踏まえまして、これまでと同様、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給確保の観点からの取り組みとあわせまして、生物多様性の保全、国民と森林とのふれあいの場の提供等の新たな政策課題への率先した取り組みといったことについても取り組んでまいりたいと考えております。

こういった項目について、新旧対照表でいきますと3ページから5ページに論点の各課題について取りまとめさせていただきます、書き加えさせていただいているところでございます。

続きまして、論点の6ページ、(2)の流域管理システムの下での管理経営でございます。これにつきましては、従前から流域管理推進アクションプログラムの展開といったことで取り組んでまいったところでございますけれども、平成16年度をもちまして森林管理署を流域を単位とし

た組織に再編していきます。このようなことによりまして、地域の課題やニーズを踏まえ、地方自治体を含む民有林関係者等となお一層の連携を図りながら、流域管理システムの推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして7ページをごらんいただきたいと思います。1の(3)国民の森林としての管理経営の項目でございます。この項目について、今回記述を少し充実させていただいているところでございます。新旧対照表では7ページ以降の部分がここに該当するページでございます。国民の森林としての管理経営につきまして、前回の当審議会の中でも御意見をいただいておりますように、情報の開示の方法も含め、国民のアクションや意見の表明を喚起するような計画にする必要があるのではないかという御意見もいただいております。このようなことを受けまして、私どもとしては、情報の開示や広報を通じた管理経営の透明性の確保、また双方向の情報・意見の交換を図りまして、国民の要請の的確な把握、またそれを反映した管理経営の推進ということで、対話型の取り組みを進めていくべきではないかと考えているところでございます。また、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた私どもの人材を活用しまして、多様な要請に機動的・弾力的に対応していくこともあわせて必要ではないかと考えております。

国民の森林としての管理経営の大きな2点目の項目としましては、環境教育への取り組みを掲げております。環境教育に関しましては、この5年間、教育関係者等との連携を図りながら積極的に取り組んでまいったところでございますけれども、今後につきましても、論点の中段以下に書いてございますように、学校、NPO等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を引き続き推進していくべきではないかと考えておりますし、それぞれの地域に置かれている森林管理署等が、森林環境教育の実施に関する相談窓口、また森林の整備・保全への国民参加を支援する拠点としての機能を発揮できるように取り組んでいくべきではないかと考えているところでございます。

現行の計画の区分でいきますと、このほかに6のその他の部分に森林整備への国民参加という欄を前回は設けていたわけでございますけれども、今回、国民の森林としての管理経営という欄にこの項目を統合したいと考えております。

恐縮でございますけれども、論点のペーパー12ページをごらんいただきたいと思います。現行の管理経営基本計画では、6のその他の中に載せておりました森林整備への国民参加の部分につきましても、「漁民の森」等の設定とか、「ふれあいの森」による自主的な森林整備活動の支援とかということに積極的に取り組んでまいったところでございます。一番右側の論点のところでございますように、今後もNPO等多様な主体と連携しつつ、幅広くこうした取り組みに取り組

んでいくべきではないかと考えているところでございます。また、その際、変化に富んだ多様な森づくりや魅力ある森林景観の創出についての要請にも配慮すべきではないかと考えておりました。こうした項目について、1の(3)の改訂計画の中にこうした記述を盛り込んでいきたいと考えております。

論点の13ページに、現行の計画では地球温暖化防止対策の推進は、その他の欄に書いていた部分でございますけれども、改訂計画の中におきましては、地球温暖化防止対策の論議も非常に注目を集めているところでございますので、これについては1の基本方針の部分に持ってまいりまして、(4)ということによってそこにまとめたいと考えております。その論点といたしましては、地球温暖化防止対策については、新たな政策課題として、国有林としても率先して取り組むべきといった観点、またその際、国民参加による森林整備や、木材利用の促進に関する積極的な啓発も必要ではないか。さらに、風力、小規模水力等の自然エネルギーの活用の部分についても国有林としても取り組んでいくといったことを項目の中に入れてまいりたいと考えております。ここまでするが1の基本方針に係る部分と考えております。

8ページにお戻りいただきたいと思っております。続きまして、大きな項目の2番、国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項でございます。第1項目が、森林の巡視、病虫害の防除、その他の適切な森林の保全管理でございますけれども、ここについては基本的には前回と同様の記述にしたいと考えておりますが、廃棄物の不法投棄等への対策等について進めていかなければならないのではないかということで、そうした記述については加えていきたいと考えております。

続きまして、8ページの(2)保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存の項目でございます。これにつきましては、緑の回廊の設定と拡大ということで取り組んでまいりましたけれども、引き続き、生物多様性の保全の視点を踏まえた希少種の保護や移入種の侵入防止等へ取り組むべきではないかと考えておりますし、こうした運動につきましても、ボランティア、NPO等と連携した取り組みを進めるべきではないかと考えているところでございます。

続きまして、論点の9ページをごらんいただきたいと思っております。現行計画の大きな項目の3番、林産物の供給に関する基本的な事項、そして4の活用に関する基本的な事項でございます。ここについては基本的には現行計画と同様のラインで進めたいと考えておりますが、林産物の供給については、収穫量は今後とも増大の見込みであることも踏まえまして、森林の多面的機能の発揮の観点からも、木材の安定的な供給に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、国有林からしかなか供給が難しいような特殊材等の林産物の供給についても取り組んでまいりたいと考え

ております。

また、4の(2)の公衆の保健のための活用の推進については、レクリエーションの森等を整備してきているところでございますけれども、レクリエーションの森に関する推進方策について、今後とも幅広い検討を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、10ページでございますが、大きな5番の事業の実施体制、長期的な収支の見通しその他事業の運営に関する事項でございます。最初に(1)管理経営の事業実施体制でございます。この部分については、前回、細部のア、イ、ウということで細目が設けられておりましたけれども、組織の簡素化、また要員の縮減等の部分についても、平成15年度末までに集中的に取り組んできたところがございますので、集中改革期間終了後、16年度以降につきましては、そうした課題の残された部分につきまして着実に取り組んでまいりたいと考えておりました、ここの記述については若干簡素化させていただいているところがございます。

続きまして、11ページをお願いしたいと思います。長期的な収支の見通しにつきましては、新旧対照表の17ページをごらんいただきたいと思っております。ここに今後の平成16年から20年、そして平成21年から25年の間における一定の条件のもとで試算した収支を示させていただいております。これにつきましては、今後の収穫量の増加、また要員の縮減等の見通しを踏まえつつ、一定の前提条件のもとでの試算を行っているところでございます。材価について、前は平成8年の材価をベースにして試算していたものを平成14年の一番直近の材価を使わせていただいておりますし、金利等についても、前回の3.5%の適用を1.6%ということで前提を置きまして試算させていただいているところがございます。

引き続きまして、11ページの下段、その他事業運営に関する事項につきましては、IT化の一層の推進等について改訂計画の中に盛り込みたいと考えております。

最後に、大きな6番のその他国有林野の管理経営に関し必要な事項については、現行計画の(1)、(2)は1の部分に移すということにいたしておりますので、それ以降、(3)林業技術の開発普及、地域振興への寄与、労使協力の推進等については、現行の計画どおりとさせていただきたいと思っておりますし、こうした開かれた国有林の取り組みのためには、やはり何と云っても人材の育成が極めて重要だと考えておりますので、これについてはその他の事項の一番最初に持ってまいりまして、そうした「国民の森林」の実現のためにふさわしい人材の育成についての記載をさせていただきたいと考えております。

以上、論点の方を中心に説明させていただきましたけれども、ただいまの論点の部分を踏まえ

まして、改訂計画にこうした論点を入れて修正させていただいているところでございます。よろしくお願ひしたいと思います。説明は以上でございます。

木平会長 どうもありがとうございました。

国有林野の管理経営に関する基本計画については前回の審議会において委員から意見をいただいて、それをまとめた上で、今回、論点に対応する説明がございました。それから、今日委員から意見をいただき、それに基づいた修正案をつくりまして、一般のパブリックコメントをいただく。そして最終的には、それに対応した最終案を次回の審議会で御審議いただくということになっております。したがいまして、今日は残り時間も余りないんですけども、それぞれの委員から、要点を何か加えるべきとか、変更すべきとかということについて、できるだけ多くの委員から一言ずつでも意見をいただければと思います。

それでは、どなたでも結構ですけども、ぜひ要点だけについて御意見をいただきたいと思ひます。はい。

鷺谷委員 生物多様性保全の場としての位置づけがきちんとされるということは歓迎したいことなんですけれども、その際、地形上の特別な意義のある場に着目するということがとても重要だと思ひます。ぜひキーワードとして溪畔林とか溪谷林という言葉を使った議論を展開していただきたいと思ひます。生物多様性保全上、ほかのところとは全く違ひ、そういう意味での機能性が高い場であるということと同時に、森林と下流の川、そして海という物質循環が最近重視されているんですけども、その森林との接点はどこかと言ったら、溪畔林の場なんです。緑の回廊なども、どちらかと言えば尾根に設定されていることが多いようなんですが、溪谷林といった場を重視すると本当に機能する回廊にもなっていくと思ひますし、物質循環を保障するという意味でも重要だと思ひますし、流域単位での環境保全を図っていく上でもその場が重要になってくると思ひます。以上です。

木平会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見です。生物多様性という立場から、上流・下流の間の物質循環を運ぶ場所としては、溪畔林、あるいは溪谷林というんですか、ちょっと名前は私は余りなじみじゃないんですけども、溪畔林というのが……。

鷺谷委員 太田先生が御専門なんじゃないかと思ひます。

木平会長 そうですか。そういうキーワード、そういう概念を明記したらどうかということで、太田先生、よろしいですか。

太田委員 そのとおりだろうと思ひます。

木平会長 はい、ありがとうございました。

では、ほかの。では、飯塚委員の方から。

飯塚委員 森林環境教育の推進は非常に立派なことで、いいことだと思うんですけども、今御説明を聞く中で、学校、自治体、企業、ボランティア、NPO等々、「多様な主体と」と言うんだから、その「多様な主体」の中に紛れ込んでいると思うんですが、実際に先頭に立ってこれを推進するのは、森林組合が、数から言っても、質から言っても、量から言っても一番参加し頑張っているんだと私は思うんです。「多様な主体」という表現ではなくて、どうも国有林野は森林組合みたいな言葉が余り好きではなくて、(笑)非常に軽視されている感があるので、あえて申し上げたいんですけども、ぜひこういう扱いでなく、少なくともここに書いてあるようなこんなものよりよっぽど頑張っている活躍していると自負しているんですが、いかがなものなんでしょうか。

木平会長 ありがとうございます。お答えはいただかなくても結構です。(笑)これから、非常に立派なというか、有力な環境教育の主体になると思っております。

飯塚委員 会長の方からもよろしくお願いします。

木平会長 はい。それでは。

岡島委員 資料の「はじめに」の部分、大変よかったと思います。それで2点なんですけれども、1点は、この大きい資料の1ページの一番上のところで、改訂の方向の中の一番最初の四角があって、が3つあって、真ん中のところで、「国土保全」とか、「森林環境教育」、「温暖化防止」、「生物多様性」、「自然再生」、「国民参加」とキーワードがいっぱい出てきています。「集中改革期間後においては、こうした基礎の上に立って、名実ともに」というところの下にある3点です。その中にキーワードがきちんと入っていると思うんですが、この中で一つ、国有林の場合もそうだと思うんですけども、魚津先生も先ほどちょっとおっしゃっていましたけれども、地域社会の振興というか、山村などとの連携がものすごく大事だと思うんです。相関関係というか、お互いに寄りかかったりというか、国有林は地域の村などが頑張ってくれなければいけないし、国有林の方で仕事が出れば村や町も活性化するといういろいろな関係があると思うんですけども、その地域振興ということが合っているかどうかわからないけれども、何かそういう視点はどうしても一つあった方がいいような感じがしておりますので、今いろいろ見たんですけども、どこを探してもというか、どこかに入っているかもしれませんが、例えばこの四角の最初のところあたりに、農水省の一部でもあることですので、過疎対策なども含めて、地

域振興との連携のようなところが少しどこかにないかなというのが一つです。

それから、人材育成は大変すばらしくていいと思います。しかし、ここに書かれている人材育成と、森林環境教育などにおける人材の指導者の派遣・養成という部分との2カ所に人材について書かれているんですけども、森林環境教育などでNPOだとかいろいろな団体もしくは役所と共同して森林環境教育をどんどん進めていこうといったときにも、そこにも実は指導者の育成というのがかなり大事な作業になってきまして、先ほど飯塚さんがいろいろ頑張っているとおっしゃっていたから、そのとおりだと僕も思うんですけども、一部、口が下手だとか、山のことはよく知っていて一生懸命働いてくれているんだけど、都会の何も知らない人に対して話し方が余りうまくいかないとか、例えばそういうところのトレーニングとか、そういったこちらの役所の方の6番目にあった人材育成の部分とはもっと違ったところの、環境教育や開かれた国民の方においても人材教育というのがちょっと必要じゃないかと。さっきちょっと見ていたんですけども、小さい方の7ページの下の方に「イ 森林環境教育の推進」というところがあるんですけども、この下の方で、「プログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等」と書いてあるんですけども、この指導者の育成というか、この紹介がまだできないような、指導者もまだ育っていないという部分が多分いっぱいあると思うので、ここでは指導者の育成及び派遣とか、育成のところをこれにどうしても入れないと、現実問題として、では森林環境教育をいろいろ指導できる人は何人いるのかと現在考えたら、指導者の要員というのは飯塚さんのところに何万人といらっしゃるわけですけども、そこに対する指導者のトレーニングの部分がないと、なかなかつながってこないと思うんです。ですから、それは飯塚さんのところの方で勝手にやりなさいということではなくて、国としてもひとつきちんと体系づけるべきだと思うので、この辺のところもちょっと考え合ったらどうかなと、その2点をちょっと感じました。

木平会長 ありがとうございます。これから、そういう自然解説の能力というんですか、インタープリティングというものが大変重要になると思います。

皆さん、1点ずつぐらいお願いいたします。どうぞ。

庄司委員 この改訂計画のもとで、前は3.5%の金利を見ているんですけども、今度は1.6%という見込みにしているんです。随分ドラスティックに下げたものだと思うんですが、今は、現状ですけども、長期金利も上がっているときですので、この辺のバランスはどういうことから考えられたんでしょうか。

木平会長 それについて、要点だけお願いいたします。

島田経営企画課長 これにつきましては、今、16年度の予算要求等も行っておりますし、そうしたところで、材価についてもそうでございますし、金利等についても、今現在見込まれているそういう見込みのものを、直近のものを使っているということでございます。ここについては、なかなか先々の部分というのは……。

庄司委員 5年償還……。

島田経営企画課長 前回、平成8年のときも同じような形でやらせていただいておりますので、同じ考え方でそのところは取り組ませていただいております。

木平会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方。では、栗原委員、どうぞ。

栗原委員 大分子子供たちへの環境教育ということで森林が見直されてきているということなんですけれども、先ほどから出ておりますように、確かに山の人には子供たちに話をするというのが非常に苦手であると、特に小学生などは話が通じないといったことがあるかと思うので、それを育成するということも非常に大事だと思うんです。これはすぐには無理かとも思うんですけれども、私は教員になる方にそういうことをやってもらうような教育をすることが一番手っ取り早いんだと思うんです。私たち、私も教員だったんですけれども、ちゃんと何をやるかということの時間というのは、そんなに長い時間やらなくても、実際にそういうものを組み込んでいただければ、これは簡単に解決することであって、周りの地域の人たちも非常にやりやすいし、国有林の方もやりやすいんだと思うんです。そういうことをひとつ提案するような形でいただければいいのではないかと思います。

木平会長 ありがとうございます。環境教育についての関心が非常に高くなってきて、それには、そういう教育の能力もあるし、これからマスコミなどのメディアをいかに利用するかといったことも大切なことになってくると思います。ここにはメディアに関係されている青山委員あるいは芳村委員、一言何か。では、青山委員の方から。

青山委員 少しメディアと関係のないところでお話をさせていただきたいと思いますが、国民に開かれた森林ということが前面に打ち出されて、大変結構な流れになっていると思います。一つちょっとお願いしたいことがあるんですが、子供たちへとか、NPOの方たちが森林活動をするときのいろいろなサポートについて、かなり丁寧に書かれていて、これについては結構だと思うんですが、実はそれ以外にも、「漁民の森」ですとか、企業の形たちが行う法人の森林といった形もクローズアップされております。実はこれで、私はトラック業界の皆さんたちと御縁があ

りまして、去年事業者の皆様たちの大会があったときに、皆さん、環境への悪影響もいろいろ与えながらその事業をしておられるのだから、せめて森林ボランティアでもして、お礼をしながら、環境へどう貢献するかとか、いろいろな負担をすることに対してどうしたいといった主張をなされたらどうですかということをお願いしたら、実は今年、「トラックの森」という取り組みをしていただいたんです。1年後、本当にそういう意味で実行していただいたことに私は非常に感謝しております。「トラックの森」というのは、ついこの間初めて三重県でできて、これから全国に広げていくという意気込みでスタートいたしまして、ぜひこれを育てていただきたいなと思います。ただ、本当に彼らは森林に関しては、知識もそうですし、技術も全く素人だと思しますので、ぜひ専門家の方たちは、技術も含めて、それから環境に対する考え方も含めて、彼らをぜひいい森のファンにしていきたいなと思っています。例えば、分収造林という形は、基本的には分収造林でそれを請け負った人たちが主体的にやっていかななくてはいけないんですけども、その後のフォローというのをぜひやっていただきたいんです。植林のイベントは皆さん喜んでやるんですけども、その後夏の暑いときに下草刈りをやったり、そういう作業になると一気に人数が減ってしまうんです。それで、去年もたまたま取材をさせていただいたその森というのが国有林で分収造林だったんですけども、20年ぐらい前に大々的に大イベントをして始めた森がほとんど見向きもされないで、20年後にボランティアの人たちが戻ってきたらぼうぼうになっているのでびっくりして、ではまたやりましょうというので始まったんです。そういうことがないように、ぜひそういった人たちをケアしながらやっていただく方向でお願いしたいと思います。ですから、ここに書く必要はないのかもしれないんですけども、こういった分収造林に対しても、その後のフォローのようなことも含めてお考えいただければありがたいと思います。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、芳村委員、いかがですか。

芳村委員 この中の9ページに書いてある部分でいいんでしょうか。私がちょっと伺いたかったのは、公衆の保健のための活用の推進というところなのかもしれないんですが、実はちょっとよく調べていないんですけども、先日、つい1週間ぐらい前の番組の中で、通常ワイドショーというのは大体非常に興味本位の話ばかりを取り上げるので有名なんですけども、ちらっと画面を見ていたときに、森林の利用というのを取り上げていたんです。昼のワイドショーで、たしかあれはテレビ朝日だったと思うんですが、私はちょうど4チャンネルに出ているときに、音が出ないので絵だけ見ていたときに、今日の新聞の切り抜きからと言って、森林利用どうのこうの

というのを見て、ぱっと消えていったんですが、多分あれは森林の保健的な利用の記事が何か出たのをワイドショーがなぜか取り上げたことだったんだと思うんですが、それと関係があるかどうかはあれなんです、最近よく本などにも出ている森林の利用の中に、いわゆる保健的な利用ということですか、たしか、私が前にドイツの森を歩いたときに、一緒に行った友達が、自分はちょっと病気になったら、保健でこの森を1日何時間散歩するようと、これは健康保険で自動車賃など、あるいは何日か泊まる分のあれも適用されているんだという話をしたときに、ここの森より日本の方がはるかに美しい道も森もたくさんあるのになと思ったことがあって、その話をたまたましていた数日後にそんな記事が出ていたんですが、そういうことはここには今回入っているんですか。

木平会長 経営企画課長、レクリエーションといった広い意味では入ると思うんですけれども、どれくらい具体性があるのか。

島田経営企画課長 ここにはレクリエーションの森の全般的な考え方を書かせていただいています、今の医療的なものの活用といった部分のものもございますので、私どもの方としては、ここでレクリエーションの森の新たないろいろな活用方法だとかということについてもこれからまた考えていきたいということでその方向を書かせていただいていますし、そういう個別のものについては、今回のこの部分には直接その項目自体については書き込んでおりません。

芳村委員 健康であるとか、そういうことでの利用というのは余り含まれていないんですか。

島田経営企画課長 もちろん、保健的な利用だとか、そういうものについてはこのレクリエーションの森の設定の基本的な考え方の中にも含まれておりますので、それは全体の中には含まれております。

芳村委員 そのようにマスコミで、しかもワイドショーみたいなところで、今日の新聞の記事からと言ってわざわざ取り上げるぐらい、そういったことが関心事であるんだなと思ったんです。先ほど会長からちょっとお話が出たメディアとの考え方という意味で、前にも委員とお話をしていたこともあったんですけれども、本当にメディアを上手に活用していくという意味で、チームを組んではどうだろうか。チームを組んできちんと連携をとってやっていった方が、非常に伝わり方も早い。国民への呼びかけという意味では、非常に早いことがあるので、青山さんなどもよく御存じだと思うんですけれども、青山さんが話しかけたことによってトラック野郎たちが立ち上がることも早い。そういった意味でのことも含めた、岡島さんも御存じだと思うんですが、ぜひメディア対策というのを組んだ方が、せっかくこれだけいいこと、すばらしいことがあるのに、

私たちしか目にする事ができない。国民の、今は情報をただただらだと与えられるのになれてしまったという人たちに対して、もっともっといい情報を伝えてあげるとい意味では、そういうチームを組んでもいいのではないかなという事は考えておりました。

木平会長 ありがとうございます。

国有林に対して、非常に前向きというか、将来明るいたくさんの注文が出てきました。時間もそろそろなので、それをまとめるという意味で国有林野部長に一言いただいて、この話を打ち切りにしたいと思います。

辻国有林野部長 今の森林レクリエーションの問題でございますけれども、現在の森林レクリエーションの制度というのは昭和47年、ちょうど高度経済成長時代につくったわけでございまして、今、芳村委員からも出ていたように、森林レクリエーションを取り巻く状況が大分変わってきている。いわゆる今日的視点でもう一回見直しをしたいと思っております、ここではこういう書き方にして、具体的には幅広い方に参画していただいて、どのように展開していくかと。その中にはマスコミのような話も含めて検討していきたいと思っております。

それから、岡島先生のところの地域振興の話は、実はこの一番最後に入っているわけでございまして、それで「はじめに」のところは文言だけは入れさせていただきたいと思っております。

職員の教育の問題でございますけれども、実は2つ考えてございまして、1つは、今までの国有林というのは、木を切って植えるというのが主たる業務だったわけでございまして、これからは公益的機能ということで、例えば野生動植物の保護だとか、いろいろな幅広い分野にわたるといことで、職員がプロにはなれませんが、一つ、例えばこの分野はセミプロみたいな、そういう職員を養成できればなという思いが一つございまして。もう一つは、確かに話し下手だとか、なかなか専門用語で難しいというところにつきましては、我が方でもやりますけれども、例えば既に森林インストラクターだとか、そういう制度がございまして、そういうのを活用しながらもやっていきたいと思っております。

木平会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

太田委員 部長の後になってしまいましたけれども、一言だけ。国有林というのは、流域の話が先ほど出ましたけれども、一番流域の上流にあって、流域全体を見通して監視しているんだといった雰囲気を感じたいと思っております。

それともう一つは、今の循環型社会というのは、どうも都市だけの循環の話ですけれども、将

来もっと自然の循環まで入ったいろいろな議論がされていくと思いますので、そのあたりに貢献する部分のところを、国有林だけではないんですけれども、国有林も少し、前書きに入るのかどうなのかはちょっとわかりませんが、そういう視点も少しあったらどうかと。その言葉は、入れにくいんですが、一言もその範疇にはないようなんですけれども、これは無理にというわけではなくて、うまくそういう視点まで入れればいいのかとちょっと考えております。以上でございます。

木平会長 ありがとうございます。

それでは、国有林野の管理経営に関する基本計画につきまして、非常に多くの意見をいただきました。今後、この意見を踏まえて、私と事務局の方で改訂案を作成したいと思います。そして、それを公告・縦覧に出します。その後、12月に予定されています本審議会において事務局から公告・縦覧によって出てきた意見の要旨、それに対する対応策というものをこの審議会で諮り、そして答申を行うという予定にしております。

それでは、最後の議事として、その他に入ります。施策部会委員の指名でございます。林政審議会令第5条第2項の規定により、施策部会委員は会長が指名することになっております。冒頭御紹介があったように、佐藤宏史委員が9月24日付で退任されて、魚津龍一委員が任命されました。したがって、魚津委員には、佐藤委員の後任として施策部会に所属する委員として指名させていただきますので、御了解をお願いいたします。魚津委員、よろしく願いいたします。

以上をもちまして本日の林政審議会を閉会させていただきます。

委員の皆様には長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

午後3時39分 閉会